

広島県告示第八百五十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所呉支所において、令和三年九月二十日までの間、縦覧に供する。

令和三年九月六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

一般国道

二 路線名

四八七号

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	新	旧			
呉市首戸町大字首戸字請石一〇七八六番一地从先から 呉市首戸町大字首戸字請石一〇七八六番一地从先まで		七・二〇〇 七・七〇〇	一八・〇〇〇		
	七・七〇〇 三・三〇〇	一八・〇〇〇			拡幅